

【平成7年度】

8-139 減税特例公債の発行についての報告

減税特例公債の発行についての報告

平成6年10月14日

大蔵大臣 武村 正義 殿

財政制度審議会会長代理 長岡 實

財政制度審議会は、減税特例公債の発行について審議を行ってきたところであるが、このたび、結論を得たので、これを報告する。

財政制度審議会企画・法制部会委員
及び特別委員名簿

(企画部会)

部会長	鈴木 永二	三菱化学(株)相談役
委員	飯田 経夫	国際日本文化研究センター教授
	石 弘光	一橋大学教授
	川勝 堅二	(株)三和銀行相談役
	高原 須美子	経済評論家
	竹内 道雄	(財)資本市場研究会理事
	玉置 和宏	(株)毎日新聞社論説委員
	長岡 實	東証正会員協会顧問
	藤井 直樹	(株)サンシャインシティ代表取締役社長
	堀川 健次郎	(株)日本経済新聞社大阪本社編集局長
	正村 公宏	専修大学教授
	三田 勝茂	(株)日立製作所代表取締役会長
	吉本 宏	日本銀行副総裁
特別委員	伊部 恭之助	(株)住友銀行相談役最高顧問
	河合 良一	(株)小松製作所代表取締役会長
	河野 一之	(株)さくら銀行相談役
	館 龍一郎	青山学院大学教授

山本 正淑 日本赤十字社社長
渡辺 恒雄 (株)読売新聞社代表取締役社長・主筆

(法制部会)

部会長	竹内 道雄	(財)資本市場研究会理事
委員	高原 須美子	経済評論家
	長岡 實	東証正会員協会顧問
	堀川 健次郎	(株)日本経済新聞社大阪本社編集局長
	吉本 宏	日本銀行副総裁
特別委員	芦部 信喜	学習院大学教授
	荒井 勇	(財)日本証券経済研究所顧問
	金子 宏	横浜国立大学教授
	河野 一之	(株)さくら銀行相談役
	阪田 雅裕	内閣法制局第三部長
	末廣 義一	日本電算企画(株)取締役会長
	中島 孝夫	会計検査院第五局長
	兵藤 廣治	放送大学学園理事
	渡辺 恒雄	(株)読売新聞社代表取締役社長・主筆

上記委員のうち、鈴木永二企画部会長は、平成6年10月11日逝去された。

減税特例公債の発行についての報告

1. 政府は、今般、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような税体系を構築する観点から、個人所得課税の負担軽減を行うとともに、消費課税の充実を図るとの税制改正案をとりまとめたが、その実施に際しては、当面の経済状況に配慮し、所得税減税を先行するとともに、平成7年分の所得税について、定率による特別減税を実施することとしているところである。

2. 既に講じられた相続税減税も含め、今回の税制改革の実施に際しての減税先行は、税制改革の完結までの間の数年度にわたり相当規模の財源不足を生ぜしめることになるが、現下の極めて厳しい財政事情にかんがみれば、その財源手当については、公債を発行せざるを得ないものと考えられる。

この公債については、その発行は税制改革の完結後は解消される一時的なものであること、償還財源が確保されていること等から、歯止めのない特例公債とは異なるものと性格づけることができると考えられる。

3. この公債は、発行対象が減税先行に係る部分に限られ、また、前述の通り、その発行は税制改革の完結後は解消されるもので、償還財源も確保されていることから、税制改革と表裏一体であり、したがって、税制改革が完結するまでの間の複数年度について発行の授權を得ることとすべきである。

4. また、これは、当面の経済状況等に配慮した減税先行による税収減を補うもので、後世代に負担を残さないようにすることが必要であり、できるだけ早期に償還すべきである。その償還に関しては、平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債も含め、通常の公債の償還期間である60年の3分の1である20年で償還するべく、所要の財源措置が講ぜられたところである。消費税率の引上げを必要最小限のものに止めつつ、個人所得課税の負担軽減等を行う一方で、社会福祉等の財源も捻出する必要があるといった諸事情を総合的に勘案すれば、20年で償還するということもやむを得ないものと考えられる。

(出所)「減税特例公債の発行についての報告
平成6年10月14日 財政制度審議会」
(財務省図書館所蔵)。

8-140 歳出の削減合理化の方策に関する報告

歳出の削減合理化の方策に関する報告

平成6年12月16日

大蔵大臣 武村 正義 殿

財政制度審議会会長 豊田 章一郎

財政制度審議会は、本年9月の総会において、歳出の在り方及び削減合理化等に関する諸問題につき、歳出の削減合理化等に関する特別部会に審議を付託した。同部会は、審議の開始に当たり、各歳出分野の有する問題点のうち特に重要と考えられる点を主要検討項目として提示し、それに沿って活発な審議を行った。これを踏まえ、同部会は総会に報告を提出し、同報告は総会において了承され、ここに当審議会として報告する運びとなったものである。

財政改革を一層推進するためには、まずもって歳出の徹底した削減合理化に努めることが基本である。政府は、本報告の趣旨に沿って、引き続きその実現に全力を傾けるよう強く要望する。

財政制度審議会 歳出の削減合理化等に関する特別部会委員・特別委員名簿

部会長	川勝 堅二	(株)三和銀行相談役
部会長	貝塚 啓明	中央大学教授
代理		
委員	飯田 経夫	国際日本文化研究センター教授
	石 弘光	一橋大学教授
	今井 敬	新日本製鐵(株)代表取締役社長
	川上 哲郎	住友電気工業(株)取締役会長
	佐々波 楊子	慶応大学教授
	高原 須美子	経済評論家
	竹内 道雄	(財)資本市場研究会理事長
	田中 豊蔵	(株)朝日新聞社論説顧問
	玉置 和宏	(株)毎日新聞社論説委員
	俵 孝太郎	評論家
	豊田 章一郎	トヨタ自動車(株)取締役会長
	中根 千枝	東京大学名誉教授
	長岡 實	国家公安委員
	藤井 直樹	(株)サンシャインシティ代表取締役社長

特別委員	堀川 健次郎	(株)日本経済新聞社大阪本社編集局長
	正村 公宏	専修大学教授
	三田 勝茂	(株)日立製作所代表取締役会長
	柳島 佑吉	(株)産業経済新聞社論説副委員長
	山田 吉孝	日本放送協会解説委員
	吉本 宏	日本銀行副総裁
	伊部 恭之介	(株)住友銀行相談役最高顧問
	岩間 英太郎	(財)発達科学研究教育センター理事長
	河合 良一	(株)小松製作所代表取締役会長
	澤邊 守	日本穀物検定協会会長
	首藤 堯	(株)日本宝くじシステム代表取締役社長
	館 龍一郎	青山学院大学教授
	永光 洋一	帝都高速度交通営団総裁
	星野 進保	総合研究開発機構理事長
	牧野 徹	(財)建設経済研究所理事長

上記委員のほか、鈴木 永二（三菱化学(株)相談役）が平成6年10月11日まで参加した。

平成6年度財政制度審議会 歳出の削減合理化等に関する特別部会の審議経過

	テーマ
第1回 (10月7日)	○運営方針審議、主計局説明(補助金) (主要検討項目提示)
第2回 (10月14日)	○主計局説明(地方財政)、省庁ヒアリング(総務庁)等
第3回 (10月18日)	○省庁ヒアリング(文部省、厚生省)

第4回 (10月25日)	○省庁ヒアリング(外務省、防衛庁、運輸省)
第5回 (11月2日)	○省庁ヒアリング(農林水産省、建設省)
第6回 (11月9日)	○主計局説明(外務、文教)
第7回 (11月15日)	○主計局説明(総理府、厚生)
第8回 (11月21日)	○主計局説明(防衛、運輸)
第9回 (11月24日)	○主計局説明(公共事業、農林)
第10回 (12月5日)	○部会報告素案審議
第11回 (12月13日)	○部会報告案審議

I. はじめに

1. 我が国財政は、近年景気回復を図るため累次にわたる経済対策を実施したこともあり、公債残高が急増し、平成6年度末にはついに200兆円を超える見込みとなっている。このため、利払費の増高が政策的経費を圧迫するなど、財政の構造的な硬直化は益々深刻な状態になっている。

これに加え、平成5年度決算では、税収が3年連続の対前年度減収となり、2年連続して決算上の不足が生じるという異例の事態となっている。更に、6年度税収は当初予算と比べて減収となる見込みであり、7年度税収も厳しい状況が続くと考えられるなど、我が国財政は一段と危機的な状況に陥りつつある。

2. 一方、今後の本格的な高齢化社会の到来を展望すれば、福祉等社会保障面での対応や中長期的な展望に立った着実な社会資本整備の推進は重要な課題である。また、国際社会における我が国の責任の増大を踏まえ、今後とも政治・経済・文化等多方面にわたる国際社会への貢献を行っていくことが求められている。

こうした社会経済情勢の変化に伴う財政需要の増加に適切に対応していくためには、現在のうちに公債残高が累増しないような

財政体質を作り上げていくことが喫緊の課題であり、そのためにたゆまぬ財政改革の努力を続けていくことが重要である。とりわけ、後世代に利私費等の負担だけを残し、財政体質の歯止めない悪化につながりかねない特例公債を再び発行するという事態は厳に回避しなければならない。

3. これまでも、各年度の予算編成において、限られた財源の中、各種施策等について厳しい優先順位の選択が行われ、制度の見直しを含む種々の歳出の削減合理化のための努力が続けられてきたところである。こうした連年にわたる努力を続けてきた結果、各歳出項目の見直しを行うに際しては、従来以上に徹底して制度・施策の根本にまでさかのぼり、政府が提供すべきサービスの在り方やそのサービスを巡る国、地方、更には受益者それぞれの負担の在り方を検討することが必要となっている。

このように、一層の歳出の削減合理化に向けての改革は、一段と困難を伴う段階に至っているが、その対象に聖域を設け、改革の歩みを緩めることは許されない。財政が異例に厳しい状況にある今こそ、過去の経緯にとらわれることなく思い切った見直しに正面から取り組み、一日も早く健全な財政体質の確立が図られるよう、歳出構造のスリム化・配分の重点化に向けての更なる努力を積み重ねていくことが重要である。

4. 当審議会では、昭和57年以降、毎年度「歳出の削減合理化の方策」について報告を行ってきたが、本年度においては、各歳出分野の有する問題点のうち、特に重要と考えられる点を主要検討項目として提示した上で、関係省庁からのヒアリングを9年振りに実施するなど、審議を重ねてきた。以下、各個別分野ごとに、当審議会としての検討結果を報告することとする。

Ⅱ. 歳出の削減合理化の方策

1. 社会保障

我が国の人口の高齢化は現在急速に進展しているが、21世紀に向かって、活力ある福祉社会を形成していくことは、重要な課題である。国民生活に密接に関連する社会保障については、給付と負担の適正化・公

平化等を図ることにより、来るべき高齢化社会においても長期的に安定的かつ有効に機能するよう制度を構築し運営していく必要がある。このような観点から、社会保障制度については、これまでも医療、年金、雇用保険等各般の分野にわたって受益者負担の適正化、国・地方の費用負担の在り方の見直し等制度の見直しが行われてきたが、今後とも次の事項について所要の改革等を推進すべきである。

(1) 医療費の適正化

最近の医療費は老人保健を中心に増大を続けている。今後とも高齢化の進展等に伴い医療費が増大することは避けられないが、医療費の膨張を抑制し、国民の負担に耐えうるようにしていくことが極めて重要な課題である。

① このため、いわゆる社会的入院の是正、検査、投薬の適正化等を推進するとともに、診療報酬の合理化、薬価基準の適正化を図るほか、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な実施等により、医療に偏らない健康づくりや在宅福祉などの総合的な施策を進めることが重要である。

② また、医療費適正化のためには、医療供給体制の見直しが必要であることから、医療法に基づく都道府県の医療計画を基本としつつ、病院・病床等の適正配置を推進するとともに、病床過剰地域における病床の削減方策を検討すべきである。

(2) 医療保険制度

① 医療保険制度については、医療費の適正・公正な負担、医療費財源の効率性の確保、医療保険制度の安定及び患者サービス選択の幅の拡大等の観点から、公的医療保険制度全体にわたり、引き続き見直しを検討していく必要がある。

② 特に、国民健康保険については、これまで、その財政の安定化のため、退職者医療制度の創設、老人保健制度の見直しに加え、保険基盤安定制度の導入等所要の改革が行われてきており、平成5年度においては、平成5年度及

び6年度の暫定措置として地方財政措置により国保財政安定化支援事業の拡充・制度化及び保険基盤安定制度に係る国庫負担の定額化が実施された。

平成7年度においては、平成5年度に講じられた措置の期限が切れるため、国民健康保険制度の抱える高齢化や小規模保険者の増加等の構造的問題の解決や国庫負担の合理化に向けて、制度の見直しを進めていく必要がある。

- ③ また、過半の市町村国保の老人加入率が20%を上回っていること等に鑑み、老人保健制度における拠出金算定に際し老人加入率に20%の上限が設けられているという問題についても、老人加入率上限の変更も含め見直しを行う必要がある。

(3) 国立病院・療養所

- ① 国立病院・療養所の再編成については、「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針」（昭和60年3月）に基づき、昭和61年に策定された再編成計画により進めているところであるが、平成7年度が最終年度となっている。今後、施設の統廃合及び経営移譲の一層の促進を図るため、その促進策等について早期に検討を行っていく必要がある。

- ② 7年度の国立病院・療養所の一般会計繰入れについては、5年度予算において設けた一般会計繰入基準（政策医療、看護婦養成等の繰入れ対象経費）に基づく予算編成を徹底し、縮減を図るべきである。

(4) 保育所制度

現行措置制度のように保育サービスの内容を市町村が定め、保育所に委託して実施する方式ではどうしても画一的・平均的なサービス内容になりがちで、多種多様なニーズに対応できていない。

保育所が自ら利用者の個々のニーズに応えサービスを提供できるよう、保育所を利用者が選択して直接に入所の申請をし、サービス内容も当事者の利用契約により決定する仕組みを導入する等制度の在り方を見直す必要がある。

(5) 恩給

恩給制度に関しては、臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、年金制度とのバランスを考慮した見直しを引き続き推進すべきである。また、新規の個別改善は行わないこととすべきである。

2. 文教

(1) 文教予算編成上の基本的な考え方

我が国の文教予算を大学等の高等教育と高校以下の初等中等教育に分けてみると、欧米諸国に比し、初等中等教育、特に人件費にウェイトのかかった配分となっている。このような我が国文教予算における資金配分の現状や高等教育機関とりわけ国立大学の教育・研究環境の現状に鑑みると、行財政改革の基本方針や地方分権推進の考え方を踏まえつつ、初等中等教育については極力地方公共団体が自主性を発揮できるような見直しを進めるとともに、高等教育、学術研究へ資金の重点配分を図ることが重要である。このためにも、文教予算の編成に当たっては、国と地方の機能分担及び費用負担の在り方、受益者負担の適正化等の観点から、各種経費の見直しを進めていく必要がある。

(2) 義務教育費国庫負担制度

義務教育費国庫負担制度については、近年、行財政改革の中で、昭和60年度における旅費、教材費の一般財源化、平成元年度における恩給費の一般財源化、平成4、5年度における共済費追加費用等の一般財源化等の制度の見直しが行われてきたところである。

本制度については、文教予算の重点的、効率的配分及び国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点から、制度の目的、発足以来の経緯等をも踏まえ、引き続き、負担対象等について見直しを進めていく必要がある。

なお、平成5年度から「第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画」が実施されているが、平成7年度における取扱いについては、現下の厳しい財政事情等を踏まえて検討を行う必要がある。

(3) 義務教育教科書無償給与制度

義務教育教科書無償給与制度については、当審議会において、家計の負担能力を問わず一律に無償としていることは所得配分の観点から適当でなく、また全体としての財政負担に比し一人当たりの家計負担の軽減額はわずかであり、財政資金の効率的使用の観点からも問題があるとの指摘を行ってきている。

義務教育教科書の負担については、家計での消費とりわけ教育関係支出の実情、上記の問題点を考慮して、今後、有償化について更に検討を進めるべきである。

(4) 高等教育、私学に係る負担の在り方

① 国立学校特別会計

国立大学における教育研究環境の現状に顧みると、高等教育、学術研究の改善・充実のため、初等中等教育と高等教育の間で財源配分の見直しを行った上で、施設・設備の老朽化、狭隘化が特に著しい大学について、その施設等の整備、改善を重点的、計画的に進めるべきである。併せて教育研究体制の高度化を推進していく必要がある。

また、国立大学の入学料、検定料は、逐次引き上げられ、私立大学との格差は縮小してきてはいるが、同じ大学教育を受ける者の立場等から考えれば、両者の間に格差があることについては問題がある。このような国立大学と私立大学との格差の現状及び高等教育の改善等のための国立学校特別会計における自己財源確保の必要性をも考慮し、適正化を進める必要がある。

更に、学部別授業料の問題についても検討を進めるべきである。

② 私学助成

私立大学等を巡る環境の変化を踏まえつつ、私立大学等経常費補助の配分については、私学の独自性の発揮、教育条件の向上の観点から、より一層の見直しが必要である。

また、私立高等学校等経常費助成費補助については、当面の誘導措置として発足した経緯、国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点及び私立高等

学校等に対する地方公共団体の助成の状況等を踏まえ、6年度予算に引き続き見直しを進めるべきである。

以上の点を踏まえ、私学助成については、引き続き総額抑制を図るとともに、その重点的・効率的配分等内容の見直しを進めていく必要がある。

3. 防衛

我が国の防衛力整備は、「防衛計画の大綱」を基本として、「中期防衛力整備計画（平成3年度～平成7年度）」（平成4年12月修正）の下で進められてきたが、東西冷戦終結後の国際情勢、益々深刻さを増している我が国の財政事情、人口の高齢化等に伴う今後の国民負担率の上昇などを考慮すれば、7年度以降の我が国の防衛力整備についても、一層の効率化・合理化が図られるべきである。

また、「中期防衛力整備計画（平成3年度～平成7年度）」期間中に防衛力の在り方について検討が行われることとなっているが、上記のような考え方に加え、防衛関係費は、組織・編成、装備体系等自衛隊の体制如何によるところが大きいこと、人件・糧食費、歳出化経費が全体の約8割を占めており硬直的な構造となっていることなども踏まえつつ、後年度負担を含めた防衛関係費全般にわたり、効率化・合理化に努めていくことが必要である。

特に歳出化経費については、過去に契約を行った正面装備品（戦車、艦船、航空機等）の購入や施設整備、航空機・艦船修理などの支払いであり、その元となる毎年度の契約から生ずる後年度負担が、厳しい財政的制約の下で将来の硬直化要因とならないよう、抑制を図ることが必要である。なお、その際、正面装備品は年々近代化が進む傾向にあるが、新装備の購入が翌年度以降の歳出化経費となるばかりでなく、後方支援部門の経費の増加要因につながるという二重の意味での硬直化要因を生み出すことにも十分留意する必要がある。

なお、基地周辺対策経費については、その総額の抑制を図ってきたところであるが、現下の財政事情を踏まえ、引き続き一層の抑制を図るべきである。

4. 公共事業

- (1) 公共事業については、昨年の当審議会報告において、高齢化社会が本格化する21世紀までのわずかな期間に、限られた資金を重点的・効率的に使用することが最も重要な課題であるとの問題意識の下に、現行の各事業を生活環境整備、国土保全及び産業基盤整備の3つの類型に大別し、特に生活環境整備について、当面、集中的に投資するよう努めるべきであること等を指摘したところである。

6年度においては、このような報告の考え方等を踏まえ、公共事業の配分について従来にない大幅な見直しが行われたところであるが、生活者重視等の視点に立って、国民生活の質の向上に資する分野に重点投資を行っていくことは時代の要請であり、新しい「公共投資基本計画」の考え方も踏まえつつ、また、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施を図りつつ、引き続き配分の見直しの努力を継続していく必要がある。

- (2) 財政資金の効率的使用を図る観点から、公共事業について、その執行の一層の効率化等を図ることは重要であり、このため、類似した事業を複数の省庁で実施する場合には、効率的な投資が損なわれたりすることのないよう、当面、関係省庁間で適切な調整を行うことが必要である。

このような観点から、今回、下水道と農業集落排水及び道路と農道について検討を行った。これらについては、当面、国の関係省庁及び地方公共団体の関係部局が従来にも増して相互に連絡を密にして協力を深め、前者については都道府県域を対象とした各種事業の適正配置計画の策定の推進、後者については各都道府県及び各市町村ごとの各種道路も含めた総合的な道路網の整備計画の内容の拡充等をそれぞれ図っていくことが重要と考えられる。

- (3) また、公共事業の入札・契約制度については、社会的関心を集めており、その透明性・客観性、競争性を高める観点から、大型工事への一般競争入札方式の導入等を内容とする改革が開始されている。

このような改革の厳正な実施を通じて公共事業のコストを可能な限り低減させていくことは財政資金の効率的使用を図る観点からみて極めて重要であり、財政当局としても、関係省庁における改革の実施状況を十分把握するとともに、透明性・客観性を確保しつつ更に競争性を高めるための改革について、関係省庁とともに真摯に検討を行う必要がある。

更に、毎年度の予算編成過程や予算成立後の実施協議における適正な予算単価の設定等に一層努める必要がある。

5. 政府開発援助

我が国の政府開発援助（ODA）は、昭和50年代半ばから累次にわたる中期目標により着実な拡充が図られてきた結果、最近（1991～93年）は3年連続して世界一となるなど、既に国際的にみて遜色ない水準に達している。特に93年は、他の主要国が「援助疲れ」から軒並み対前年10%以上のマイナスとなっている中で主要国中日本だけがプラスの伸びを維持している状態である。また、我が国は既に多数の途上国にとって最大のODA供与国となっており、順調な発展を遂げた国々が援助対象から「卒業」することとも相まって、今後途上国の側の援助消化能力の問題が現実的な制約となりうるとも考えられる。

この間、政府開発援助予算が我が国の財政に占めるウェイトは急上昇しており、他の主要な歳出項目との関係でも際立って大きな伸びとなっている。こうした中、最近の世論調査によれば経済協力について現在程度でよいとする意見、なるべく少なくすべきだという意見が増加傾向にある反面、積極的に進めるべきとする意見は減少している。これは、国民が直接裨益する国内向け諸経費とのバランスがますます意識されるようになってきているためとも考えられる。

以上のような状況を踏まえれば、今後は、政府開発援助予算について従来のような高い伸びを維持することは現実的でなく、量的拡大よりも、内容の重点化・効率化や執行面の一層の効率化を図ることに主眼をおくべきであると考えられる。なかんずく、

平成7年度予算編成に当たっては、上記の諸点に加え、財政状況の異質な厳しさを踏まえてODA予算の伸率を抑制していく必要がある。その際、最近の円高により円ベースでの予算の伸びが小さくても実際に行いうる事業の規模はある程度の伸びを確保しうることにも留意すべきである。

こうした中で、今後の我が国政府開発援助の実施に当たっては、「政府開発援助大綱」を踏まえ、環境への配慮、女性の役割の重視等の新しい側面に十分配慮するとともに、援助実施体制の充実、特に高等教育の分野も含む援助担当者の人材育成や、途上国からの研修生の受入れ等を通じる途上国の人造り・発展基盤造りへの貢献など、きめ細かく真に効率的な援助を目指すことが必要である。また、入札制度の改善に努めるとともに援助執行中から完成後に至る評価の充実等を通じ、ODA執行の一層の効率化、適正化を目指すことが必要である。

6. 農業

(1) 農業関係予算の合理化・重点化

WTO協定の承認、関連法案の成立等、我が国農業を取り巻く内外の諸情勢に鑑みれば、生産性の高い効率的な農業を確立することによって、早急に産業としての自立性を高め、国民の納得しうる価格での食糧の安定的な供給を確保していくことが基本課題である。農業関係予算については、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策を含め、このような中長期的方向を見据え、経営感覚に優れた効率的・安定的経営体を育成し、こうした経営体が生産の大宗を担う農業構造が実現されるよう新たな観点に立って施策の重点化を図る必要がある。このため、財政資金の一層の効率的、重点的配分に努めていくべきである。

(2) 食糧管理制度の改革

今回、食糧管理法を廃止し、新たな法律の整備により、民間流通を基本とし、規制緩和を通じた流通の合理化を図るなど、抜本的な改革が行われたところである。

今後、この新制度の下において、政府の役割を明確にしつつ、市場原理を通じ

た需給調整機能が十分発揮されるよう適切な運用に努めていく必要がある。また、主要食糧の需給及び価格の安定に係る財政負担については、以下のような観点から引き続き一層の効率化を図っていく必要がある。

① 米麦価

今後の米麦価の決定については、需給の動向等を踏まえ、内外価格差の縮小を図るとともに、政府管理経費の縮減とあわせて、コスト逆ざやの縮小を更に進めていく必要がある。

特に、政府買入価格に関しては、米の需給の動向等が適確に反映されたものとするとともに、生産性の高い稲作の担い手層に焦点を置き、稲作の生産性の向上とコスト低減を反映していくべきである。

② 生産調整助成金等

新制度における生産調整については、奨励金依存からの脱却の要請を踏まえつつ、適切に全体需給の調整が図られるような仕組みとする必要がある。

その他の助成措置等については、現行制度において自主流通米に係る助成が食管赤字の大きな部分を占めていること等を勘案し、全体としての財政負担の圧縮が図られる方向で検討する必要がある。

③ 組織・定員の合理化

新制度の下における食糧事務所等の業務等の在り方について見直しを行い、組織・定員の合理化、縮減を図る必要がある。特に、検査業務については、今回の制度改革の趣旨・背景を踏まえ、抜本的な見直しを検討する必要がある。なお、6年産米の豊作により、今後の需給環境等への影響も懸念されるところであり、過剰米の発生を招くことのないよう、適切な運営を図っていく必要がある。

7. 運輸

(1) 国鉄清算事業団の長期債務の処理

国鉄改革から8年近くが経過し、JR各社の事業運営はおおむね順調に推移している。

一方、国鉄清算事業団については、長期債務の償還が円滑に進まず依然として大変厳しい状況に陥っている。すなわち、国鉄清算事業団は国鉄改革時に25.5兆円の長期債務を承継したが、毎年生じる約1.5兆円に上る金利等に対し、土地、JR株式の資産処分が予定通り進まず、平成5年度末の長期債務残高は26.0兆円に上っている。平成6年度においては、JR西日本株式の売却が株式市場を巡る状況等から見送られるほか、土地売却については現下の不動産市況の影響から極めて厳しい状況にある。

国鉄清算事業団債務については、土地処分収入等の自主財源を充ててもなお残る債務は最終的に国において処理することはとされており、国鉄清算事業団債務の順調な償還とこれによる最終的な国民負担の軽減なくして国鉄改革は終了しないことは、論を待たないところである。政府は、最終的には国において処理すべき債務が巨額に上ると見込まれることを踏まえ、本問題の重要性につき広く国民の理解を求めつつ、平成7年度においても、土地売却収入の確保及びJR株式の早期売却に最大限努力するなど資産処分を進め、長期債務の償還促進に努めるべきである。

(2) 整備新幹線

① 整備新幹線については、国鉄改革、行財政改革の趣旨を踏まえ、第二の国鉄をつくることとならないよう、着工区間、規格、財源、収支採算性、並行在来線の取扱い等の諸問題について十分な検討を行った上で定められた基本的な枠組みに従い、現在東北、北陸、九州の3線5区間において建設が進められている。

② この基本的な枠組みを定めた昭和63年8月の政府・与党申合せにおいて、「今後、経済社会情勢の変化等を考慮して、5年後に見直すこととする。」とされていたことを受けて、平成6年2月に、旧連立与党合意及び三大臣合意により、平成9年以降に、新たな財源を見出すことを前提として、新しい

基本スキームを検討することとされた。政権交代後、再び見直し問題の検討が再開され、現在、3線5区間以外の区間の新たな着工や規格の変更について、地方公共団体等の関係者から強い要望が出されているところである。これについては、

(イ) 現在新幹線の建設のために確保されている財源は、3線5区間の建設で手一杯であり、追加的に必要となる膨大な財源を新たに確保しうる目処は全く立っていない。また、整備新幹線の収支採算性は極めて乏しいことは明らかであるが、他方、現在の公的助成比率(50%)を超えて助成を行うことは、整備新幹線が私企業であるJRの事業用施設であることを考えれば、国鉄改革の趣旨に反するとともに、厳しい財政事情の下で国・地方に重い負担を強いるものであり、行財政改革の趣旨にも反し、とりえない。

(ロ) 旧国鉄から国鉄清算事業団が承継した債務等は、前述の通り5年度末で26.0兆円となっており、最終的に国が処理すべき債務が膨大となることが見込まれる中で、新幹線の建設により更に巨額の負担を後世に残すことにつき国民の理解を得がたい。

(ハ) JRを第二の国鉄としないためには、並行在来線のJRからの経営分離が必要であるが、3線5区間以外の区間については経営分離の見通しが全く立っていないのが実情である。

(ニ) 鉄道政策の在り方として、新幹線のみ重点を置くのではなく、都市圏の通勤新線等都市鉄道の整備に対しても、バランスのとれた形で限られた予算を配分すべきである。

など極めて大きな問題がある。

また、本来整備新幹線の建設については、高速道路、空港を含めた総合的な交通体系の一つとして検討がなされるべきものであるとの視点も忘れるべきではない。

したがって、財源、収支採算性、並

行在来線の問題等の解決がなされないまま3線5区間以外の区間の着工や規格の変更を行うことは適当ではなく、現時点においては、基本的に3線5区間に限定して建設を着実に進めていくべきである。

8. 地方財政、補助金等

(1) 地方財政については、臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関する答申」等を踏まえ、国と同様に歳出規模の拡大を厳しく抑制していくことが必要である。

平成7年度の地方財政については、地方税や所得税等の地方交付税対象税目の税収動向の影響等により、6年度に引き続き、極めて厳しい状況になるものと考えられる。一方、国の財政事情も誠に深刻な状況に立ち至っているところである。

したがって、平成7年度における地方財政対策の具体的方策については、このような状況を踏まえ、適切に対処する必要がある。

(2) 補助金等については、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、不断の見直しを行うことが必要である。

既存の補助金等については、上記の答申等において示された視点に基づき一層徹底した見直しを行い、廃止、一般財源化、補助対象の重点化等の整理合理化を推進することが必要である。特に、零細な補助金については、行財政の効率化を図る観点から、零細補助基準を適切な水準まで引き上げることにより廃止、統合等を進めていくべきである。補助金等の新設については極力抑制するとともに、真にやむを得ない場合においても、スクラップ・アンド・ビルド原則の徹底を図

ることが必要である。

また、地方行政の自主性・総合性を確保するため、類似目的を有する補助金等については引き続き統合・メニュー化を推進するほか、会館等の公共施設に対する補助金等については、他の施設との複合化を一層推進する必要がある。なお、地方公共団体等の事務執行の円滑化、事務負担の軽減等の観点から、引き続き事務手続の簡素化、迅速化を図っていくことも必要である。

さらに、普通交付税不交付団体に対する補助金等については、補助金等の性格、内容等に応じ、不交付措置及び補助率等に差を設ける差等補助による富裕団体調整を引き続き推進することも必要である。

なお、補助金等の整理合理化が地方財政に与える影響については、地方財政計画の策定を通じ、国と地方の財政状況を踏まえつつ、地方財政の運営に支障が生じないよう適切に対処する必要がある。

Ⅲ. 結び

以上、歳出の削減合理化の必要性及びそれぞれの具体的項目についての実施方策について、当審議会の考え方を明らかにしたが、もとより、歳出の削減合理化は、すべての経費について検討すべきものであり、ここで掲げた項目に限られるものではない。

平成7年度予算の編成に当たり、政府は、あらゆる経費について見直しを行い、本報告の趣旨に沿って歳出の徹底した削減合理化に最大限努力すべきである。なお、予算の適正な執行については、今後とも十分に留意する必要があることは言うまでもない。(出所)「歳出の削減合理化の方策に関する報告 平成6年12月16日 財政制度審議会」(大蔵省図書館所蔵)。

8-141 「建議」及び「報告」の平成7年度予算における主な措置状況

(総論)

「建議」・「報告」における指図書事項	平成7年度予算における措置状況						
<p>1. あらゆる歳出項目について聖域を設けることなく削減合理化を進めるとともに、真に必要な財政需要に適切に対応できるよう、限られた財政資金の配分の効率化・重点化を一段と徹底すべき。</p>	<p>◎ 極めて深刻な財政事情の下、特殊な歳出増加要因にもかかわらず、特に経常部門経費の抑制により、一般歳出の伸びを3.1%と低い伸びにとどめ、一方、投資部門については5.1%の伸びを確保するなど、限られた資金の重点配分に留意。</p> <p>[主要経費別伸率の推移]</p>						
	3'	4'	5'	6'	7'		
社会保障関係費	5.1	4.3	3.2	2.6	3.3		
文教及び科学振興費	5.5	5.4	2.4	2.4	2.0		
恩給関係費	▲1.6	▲1.4	▲0.4	▲0.8	▲2.0		
防衛関係費	5.45	3.8	1.95	0.9	0.86		
公共事業関係費	6.0	5.3	5.7	4.7	4.6		
含NTT等事業分	2.4	4.5	4.8	4.0	4.0		
経済協力費	(5.0)	7.8	7.0	4.4	3.6		
(ODA)	8.0	7.8	6.5	4.8	4.0		
中小企業対策費	0.3	0.3	▲0.2	▲3.8	▲1.0		
エネルギー対策費	8.1	6.6	3.8	3.2	0.9		
食糧管理費	▲5.6	▲8.3	▲9.0	▲11.9	▲0.7		
その他の事項経費	4.6	5.1	3.3	1.5	6.9		
一般歳出計	4.7	4.5	3.1	2.3	3.1		
〔経常〕	4.2	4.1	2.4	1.7	2.6		
〔投資〕	3.9	5.8	6.0	4.8	5.1		
	(6.7)						
<p>○ 防衛関係費については、35年度(0.6%)以来の1%を切る低い伸びであった6年度(0.9%)から引き続き厳しく抑制。正面装備を中心に新規後年度負担を抑制(全体▲1.7%減、うち正面▲6.1%減)。</p> <p>○ ODAについては、円高によりドルベースの伸びは相当程度確保。</p> <p>○ 中小企業対策費については、商工会経営指導員人件費等の地方財政措置への移行分(一般財源化(5'~7')7'418億円)を含めた中小企業対策総予算ベースで対前年度7.6%の伸びを確保。</p> <p>○ 食糧関係費については、ピーク時(56')の3割弱。</p> <p>(注) 3年度公共事業関係費(NTT等事業分含み)及び(投資)欄の下段()書は、補助率戻し分を含んだもの。</p>	<p>うち 社会福祉費 +90 保健衛生対策費 ▲3.9</p> <p>うち 義務教育費国庫負担金 +06 国立学校特会へ繰入 +24 科学技術振興費 +7.5</p>						

<p>「建議」・「報告」における指搦事項</p>	<p>2. 国債費の定率繰入れについては、NTT株式会社払収入のうち、日本道路公団、日本開発銀行等に貸し付けられている残高を、本来の用途である国債償還財源に復すること、7年度の国債償還基金の運営に支障が生じないような対応が可能のため、7年度の繰入れを暫定的に停止することもやむを得ない。5年度決算不足補てんに係る国債整理基金への繰戻しについては、7年度までに行う必要があるが、これを延期することやむを得ない。</p>
<p>平成7年度予算における措置状況</p>	<p>◎ 定率繰入れ停止措置等について</p> <p>建設公債 1兆1,087億円</p> <p>一般会計</p> <p>産業投資特別会計</p> <p>NTT事業償還時 貸付金 1兆1,087億円</p> <p>日本開発銀行等 日本道路公団等</p> <p>NTT事業貸付金 繰上償還 1兆1,087億円</p> <p>定率繰入れの停止 3兆2,457億円</p> <p>国債整理基金特別会計</p> <p>決算調整資金</p> <p>決算調整資金への繰戻しの延期</p> <p>○平成5年度決算(平成6年7月) 決算上の不足5,663億円</p>

(各論)

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況																								
<p>1. 社会保険</p> <p>(1) 医療費の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 増大を続ける医療費に対して、いわゆる社会的入院の是正、検査、投薬の適正化等を推進するとともに、診療報酬の合理化、薬価基準の適正化を図るほか、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な実施等により、医療に偏らない健康づくりや在宅福祉などの総合的な施策を進めることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導監督、レセプトの点検及び審査、医療費通知等の対策を充実・強化する。 ○ 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を全面的に見直し（新ゴールドプラン）、高齢者介護対策の更なる充実を図る。 <p>(1) 整備目標の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービス <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>〔6年度〕</td> <td>→</td> <td>〔7年度〕</td> </tr> <tr> <td>ホームヘルパーの増員 （整備目標（11年度） 10万人</td> <td>→</td> <td>92,482人 （33,477人増）</td> </tr> <tr> <td>ショートステイの増 （整備目標（11年度） 5万人分</td> <td>→</td> <td>24,274人分 （4,800人増）</td> </tr> <tr> <td>デイサービスの増 （整備目標（11年度） 10,000か所</td> <td>→</td> <td>6万人分 （1,000か所増）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>5,180か所 （1,000か所増）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>17,000か所 （ダイケア含む）</td> </tr> </table> ・施設サービス <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>特別養護老人ホームの整備 （整備目標（11年度） 24万人分</td> <td>→</td> <td>212,019人分 （15,310人分増）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>29万人分</td> </tr> </table> <p>(2) 質的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間対応ヘルパー（巡回型）の創設 ・特別養護老人ホームの面積改善 ・都市型小規模特別養護老人ホームの整備 	〔6年度〕	→	〔7年度〕	ホームヘルパーの増員 （整備目標（11年度） 10万人	→	92,482人 （33,477人増）	ショートステイの増 （整備目標（11年度） 5万人分	→	24,274人分 （4,800人増）	デイサービスの増 （整備目標（11年度） 10,000か所	→	6万人分 （1,000か所増）		→	5,180か所 （1,000か所増）		→	17,000か所 （ダイケア含む）	特別養護老人ホームの整備 （整備目標（11年度） 24万人分	→	212,019人分 （15,310人分増）		→	29万人分
〔6年度〕	→	〔7年度〕																							
ホームヘルパーの増員 （整備目標（11年度） 10万人	→	92,482人 （33,477人増）																							
ショートステイの増 （整備目標（11年度） 5万人分	→	24,274人分 （4,800人増）																							
デイサービスの増 （整備目標（11年度） 10,000か所	→	6万人分 （1,000か所増）																							
	→	5,180か所 （1,000か所増）																							
	→	17,000か所 （ダイケア含む）																							
特別養護老人ホームの整備 （整備目標（11年度） 24万人分	→	212,019人分 （15,310人分増）																							
	→	29万人分																							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法に基づき都道府県の医療計画を基本としつつ、病院・病床等の適正配置を推進するとともに、病床過剰地域における病床の削減方策を検討すべき。 <p>(2) 医療保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費の適正・公平な負担、医療財源の効率性の確保、医療保険制度の安定及び患者サービスの向上、引き継ぎ見直しを検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療計画に基づき病床規制を引き続き実施する。 ○ 医療保険制度全体の給付と負担の公平化の条件整備として、国民健康保険制度の制度的見直しを行う。 																								

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>○ 平成5年度及び6年度の暫定措置として実施された国民健康保険の保険基金安定制度に係る国庫負担の定額化等につき、期限が切れるため、国民健康保険制度の抱える構造的問題の解決や国庫負担の合理化に向けて、制度の見直しを進めていくべき。</p>	<p>○ 国民健康保険制度の改正 高齢者の増加、小規模保険者の増加等国民健康保険制度をめぐる環境の変化に対応するため、現行の制度・事業の手直し・拡充を中心とした改正を行う。</p> <p>① 保険料軽減制度の拡充 保険料負担の不均衡是正と中間所得者層の負担軽減を図るため、保険料軽減制度を段階的に拡充。</p> <p>② 保険基金安定制度の国庫負担の変更 〔本則〕 1/2 → 170億円 → 240億円 〔8年度〕</p> <p>③ 財政安定化支援事業の継続（地方財政措置：1,250億円）</p> <p>④ 基準超過医療費共同負担制度の基準の見直し（現行1.20 → 1.17）</p> <p>⑤ 高額医療費共同事業の拡充</p> <p>※ ②、③、⑤は、7、8年度限りの暫定措置。</p> <p>○ 老人保健制度における拠出金算定方式の見直し 近年、高齢化の進展に伴い、老人加入率20%上限に該当する保険者が全保険者の約4割（市町村国民健康保険の約6割）を占めるに至っていることを踏まえ、老人医療費拠出金算定方式の見直し等を行う。</p> <p>① 老人加入率上限20%の段階的引上げ 現行 7年度 20% → 22% 20% → 22%</p> <p>② 老人加入率下限の引上げ 現行 7年度 1% → 1.4% 1% → 1.4%</p> <p>③ 拠出金の負担が著しく重くなる保険者に対する緩和措置等</p> <p>④ 見直し条項 老人医療費拠出金等については、3年以内に見直す。</p>
<p>○ 老人保健制度における拠出金算定に係る老人加入率上限問題について、上限の変更を含め、見直すべき。</p>	<p>○ 国立病院・療養所 ③ 国立病院の再編成計画が平成7年度で最終年度となることから、今後、施設の統廃合及び経営移譲の一層の促進を図るための施策等について早期に検討を行うべき。</p> <p>○ 国立病院の再編成の促進策等を検討するため、「国立病院・療養所の政策医療、再編成に関する懇談会」（保健医療局長の私的諮問機関）を7年1月に設置したところ。</p>

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況						
<p>○ 国立病院・療養所への一般会計繰入れにつき、5年度予算において設けた一般会計繰入基準に基づく予算編成を徹底し、縮減を図るべき。</p> <p>(4) 保育所制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所が自ら利用者の個々のニーズに応えサービスを提供できるよう、保育所を利用者が選択して直接に入所の申請をし、サービス内容も当事者の利用契約により決定する仕組みを導入する等制度の在り方の見直しが必要。 <p>(5) 恩給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、年金制度改革とのバランスを考慮した見直しを引き続き推進すべき。また、新規の個別改善は行わないこととすべき。 	<p>○ 政策医療の推進を図る一方で、経営改善に一層の努力を傾けることとし、歳出予算の徹底した見直し等により一般会計繰入額を減額。</p> <p>〔6年度〕 2,588億円 ⇒ 24.9% 一般会計繰入額 繰入率</p> <p>○ 施設の統合を推進。</p> <p>国立王子病院 国立立川病院 ↑ 国立病院東京災害 医療センター（仮称）</p> <p>国立療養所西新潟病院 国立療養所寺泊病院 国立療養所村松病院 ↑ 国立療養所西新潟 中央病院（仮称）</p> <table border="1" data-bbox="505 483 573 755"> <tr> <td>病床減</td> <td>△</td> <td>90床</td> </tr> <tr> <td>定員減</td> <td>△</td> <td>13人</td> </tr> </table> <p>○ 病棟集約を推進。</p> <p>○ 制度の見直しについては、引き続き検討。</p> <p>○ 恩給年額を平成7年4月から1.10%引き上げる等のほか、各種加算の引上げ等を行う。</p>	病床減	△	90床	定員減	△	13人
病床減	△	90床					
定員減	△	13人					

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>2. 文教・科学振興</p> <p>(1) 文教予算編成上の基本的考え方</p> <p>○ 行財政改革の基本方針等を踏まえつつ、初等中等教育については極力地方公共団体が自主性を発揮できるような見直しを進めるとともに、高等教育、学術研究へ資金の重点配分を図ることが重要。このため、国と地方の機能分担及び費用負担の在り方、受益者負担の適正化等の観点から、各種経費の見直しを進めていくことが必要。</p>	<p>○ 初等中等教育の分野</p> <p>① 私立高等学校等経費補助金について、その総額の抑制に努力。</p> <p>② 義務教育費国庫負担金等について、公立義務教育諸学校教職員の給与費等に対する国庫負担限度基準を1.025から1.02へ引き下げ。</p> <p>③ 公立学校施設整備費について、公立高等学校大規模改造事業を一般財源化。</p> <p>○ 高等教育の分野</p> <p>① 科学研究費補助金の増額 824億円 ⇒ 924億円 (121%増)</p> <p>② 日本育英会の育英奨学事業 ・貸与月額の引上げ</p> <p>・貸与人員の増員</p> <p>③ 大学院 博士課程 15,550人 ⇒ 17,150人 (1,600人増)</p> <p>④ 大学院 修士課程 19,910人 ⇒ 22,510人 (2,600人増)</p> <p>③ 日本学術振興会の特別研究員の増員 2,150人 ⇒ 2,540人 (390人増)</p> <p>④ 国立大学の高度化推進特別経費の増額 61億円 ⇒ 83億円 (37.5%増)</p> <p>国立大学の卓越した研究拠点 (COE) 形成経費を創設 — ⇒ 73億円 (皆増)</p> <p>国立大学の大学改革推進等経費の増額 30億円 ⇒ 42億円 (38.7%増)</p> <p>等</p> <p>○ 地方公共団体の給与の支払い状態等を勘案し、公立義務教育諸学校の給与費等に対する国庫負担限度基準を1.025から1.02へ引き下げ。</p> <p>① 義務教育費国庫負担金 27,510億円 ⇒ 27,661億円 (0.6%増)</p> <p>② 義務教育費国庫負担金 1,175億円 ⇒ 1,221億円 (3.9%増)</p>
<p>(2) 義務教育費国庫負担制度</p> <p>○ 文教予算の重点的、効率的配分及び国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点から、制度の目的、充足以来の経緯等をも踏まえ、引き置き、負担対象等について見直しを進めていくことが必要。</p>	

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>○ 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の平成7年度における取扱いについては、現下の厳しい財政事情等を踏まえて検討を行うことが必要。</p> <p>(3) 義務教育教科書無償給付と制度</p> <p>○ 一律無償は所得配分の観点から適当でなく、また、財政負担に対し一人当たり家計負担軽減額がわずかで財政資金の効率的使用の観点からも問題があり、家計での消費とりわけ教育関係支出の実情を考慮して、今後、有償化につき更に検討を進めるべき。</p> <p>(4) 高等教育、私学に係る負担の在り方</p> <p>① 国立学校特別会計</p> <p>○ 初等中等教育と高等教育の間で財源配分の見直しを行った上で、施設・設備の老朽化、狭隘化が特に著しい大学について、その施設等の整備、改善を重点的、計画的に進めるべき。併せて、教育研究体制の高度化を進めていくことが必要。</p>	<p>○ 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の3年次目として、テーマティーチングの導入、特殊教育諸学校の学級編成の改善等を中心に、改善増5,084人を措置。</p> <p>○ 教科書有償化問題について今後引き続き検討することとし、7年度予算では無償措置を継続。 〔6年度〕 434億円 ⇒ 〔7年度〕 440億円 (1.4%増)</p> <p>義務教育教科書購入費</p>
<p>(4) 高等教育、私学に係る負担の在り方</p> <p>① 国立学校特別会計</p> <p>○ 初等中等教育と高等教育の間で財源配分の見直しを行った上で、施設・設備の老朽化、狭隘化が特に著しい大学について、その施設等の整備、改善を重点的、計画的に進めるべき。併せて、教育研究体制の高度化を進めていくことが必要。</p>	<p>○ 施設・設備の老朽化、狭隘化が特に著しい大学について、その施設等の整備、改善を重点的・計画的に推進。また、大学院に重点をおいた教育研究体制の高度化を推進するほか、学術研究の推進に必要とされる基盤的な研究設備の整備を推進。</p> <p>〔6年度〕 2,177億円 ⇒ 〔7年度〕 2,414億円 (10.9%増)</p> <p>① 国立学校施設等整備費 2,021億円 ⇒ 2,144億円 (6.1%増)</p> <p>② 基幹的教育研究経費 61億円 ⇒ 83億円 (37.5%増)</p> <p>③ 高度化推進特別経費 — ⇒ 73億円 (皆増)</p> <p>④ 卓越した研究拠点(COE)形成経費 30億円 ⇒ 42億円 (38.7%増)</p> <p>⑤ 大学改革推進等経費</p>
<p>○ 国立大学の入学科、検定料については、私立大学との格差の現状、高等教育改善等のための特別会計の自己財源確保の必要性にも配慮し、適正化を進めることが必要。なお、学部別授業料についても検討を進めるべき。</p>	<p>○ 国立大学入学科・検定料の改定 入学科(平成8年4月入学者から) 260,000円 ⇒ 270,000円 (3.8%増) 検定料(平成8年入学科試験受験者から) 29,000円 ⇒ 31,000円 (6.9%増)</p> <p>○ 学部別授業料の導入については、引き続き検討。</p>

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況																				
<p>② 私学助成</p> <p>○ 私立大学等経常費補助の配分については、私学の独自性の発揮、教育条件の向上の観点から、より一層の見直しが必要。</p> <p>○ 私立高等学校等経常費補助については、当面の誘導措置として免じた経緯、国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点及び私立高等学校等に対する地方公共団体の助成の状況等を踏まえ、6年度予算に引き続き見直しを進めるべき。</p> <p>○ 私学助成全体については、引き続き総額抑制を図るとともに、その重点的・効率的配分等内容の見直しを進めていくことが必要。</p>	<p>○ 私立大学等経常費補助金及び私立高等学校等経常費助成費補助金については、国の財政事情等を踏まえ、その総額の抑制に努め、所要の額を計上。</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>〔6年度〕</td> <td>⇒</td> <td>〔7年度〕</td> </tr> <tr> <td>① 私立大学等経常費補助金</td> <td>2,733.5億円</td> <td></td> <td>2,803.5億円 (2.6%増)</td> </tr> <tr> <td>② 私立高等学校等経常費助成費補助金</td> <td>635億円</td> <td></td> <td>666億円 (4.9%増)</td> </tr> <tr> <td>③ 私立大学・大学院等教育研究装置整備費補助</td> <td>87.5億円</td> <td></td> <td>92.5億円</td> </tr> <tr> <td>④ 私立大学研究設備整備費等補助金</td> <td>26.5億円</td> <td></td> <td>27.5億円</td> </tr> </table>		〔6年度〕	⇒	〔7年度〕	① 私立大学等経常費補助金	2,733.5億円		2,803.5億円 (2.6%増)	② 私立高等学校等経常費助成費補助金	635億円		666億円 (4.9%増)	③ 私立大学・大学院等教育研究装置整備費補助	87.5億円		92.5億円	④ 私立大学研究設備整備費等補助金	26.5億円		27.5億円
	〔6年度〕	⇒	〔7年度〕																		
① 私立大学等経常費補助金	2,733.5億円		2,803.5億円 (2.6%増)																		
② 私立高等学校等経常費助成費補助金	635億円		666億円 (4.9%増)																		
③ 私立大学・大学院等教育研究装置整備費補助	87.5億円		92.5億円																		
④ 私立大学研究設備整備費等補助金	26.5億円		27.5億円																		

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>3. 防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東西冷戦終結後の国際情勢や深刻な財政事情等を考慮して、一層の効率化・合理化が図られるべき。防衛力の在り方について検討が行われることになつては、後年度負担も含めた防衛関係費全体にわたり、効率化・合理化に努めていくべき。 ○ 特に、後年度負担については、将来の硬直化要因とならぬよう、抑制を図るべき。その際、新装備の購入が翌年度以降の歳出経費となるばかりではなく、後方支援部門の増加要因に繋がるという二重の意味での硬直化要因を生み出すことに留意すべき。 ○ 基地周辺対策経費については、現下の財政事情を踏まえ、引き続き一層の抑制を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7年度防衛関係費については、昭和35年度(0.6%)以来最低の伸び率であった6年度から引き続き厳しく抑制。 〔6年度〕 4兆6,835億円 (0.9%増) ⇒ 4兆7,236億円 (0.86%増) ○ 新規後年度負担の抑制に努力。 〔6年度〕 1兆8,301億円 (3.3%増) ⇒ 1兆7,982億円 (1.7%減) うち正面 8,579億円 (0.9%増) ⇒ 8,060億円 (6.1%減) ○ 基地周辺対策経費の抑制に努力。 〔6年度〕 1,621億円 (0.3%減) ⇒ 1,595億円 (1.6%減)

平成7年度予算における措置状況

○ 本格的な高齢化社会が到来する前に社会資本整備を着実に推進するとともに、回復局面にある我が国経済情勢も考慮し、厳しい財政事情の下で一般歳出を3.1%と低い伸びに抑えている中にあって、公共事業関係費については、対前年度4.0%と高い伸びを確保。
〔6年度当初〕 4.0% 〔7年度当初〕
8兆9846億円 ⇒ 9兆3423億円 (注) NTT事業償還分を除く(以下同じ)。

○ 生活者重視等の視点に立った重点投資
公共事業の配分に当たっては、国民生活の質の向上に結びつく分野をはじめ、21世紀に向けて新たな時代のニーズに的確に対応するため、思い切った重点投資を行うなど、更に重点的・効率的に配分。

＜一般公共事業別伸率(対前年度)＞

住宅	5.0%	治水	3.3%	漁業	0.8%
市街地整備	8.5%	治山	3.2%	港湾	1.0%
下水道	5.8%	海岸	3.0%	工業用水	▲24.3%
農業集排水	9.0%				
廃棄物処理施設	11.4%				
水道	8.0%				
公園	6.5%				
都市・幹線鉄道	5.4%				
				一 般 公 共	4.1%

○ 公共事業関係費のシェアの変更
重点投資の結果、公共事業関係費のシェアは、公共事業関係費の範囲の見直しが行われた6年度の変更幅は下回るものの、相当大きく変わっており、各々の事業のシェアの変更幅の合計は、プラス・マイナス各々約0.7%。省別のシェアの変更幅は、プラス・マイナス各々約0.4%。

なお、6年度においては、地下鉄、自然公園などの約800億円を公共事業関係費に組替え。(単位：%)

区分	59'	60'	61'	62'	63'	元'	2'	3'	4'	5'	6'	7'
事業別シェアの変更幅の合計	0.2	0.3	0.3	0.3	0.9	0.2	0.1	0.3	0.2	0.5	1.6	0.7
												2.3
所管別シェアの変更幅の合計	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.9	0.4
												1.3

「報告」における指摘事項

4. 公共事業
○ 平成6年度においては、「公共事業の配分のあり方」に関する報告の考え方を踏まえ、配分の大幅な見直しが行われたが、生活者重視等の視点に立つて、国民生活の質の向上に資する分野に重点投資を行っていくことは時代の要請であり、新しい「公共投資基本計画」の考え方も踏まえつつ、また、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施を図りつつ、引き続き配分の見直しの努力を継続していくべき。

(参考) 公共事業の配分のあり方に関する報告(抜粋)

(3) 配分の基準
現行の各公共事業は、それぞれ複数の事業項目から構成されているが、大別すれば、次の通り。(A)生活環境整備、(B)国土保全、(C)産業基盤整備の三つの類型に分類される。
(A) 住宅、下水道、農業集排水、上下水道、廃棄物処理施設、公園、生活圏内道路等
(B) 治水、海岸、森林整備(治山、造林、林道)等
(C) 工業用水、漁港、沿岸施設整備、港湾、農業生産基盤、等

三類型の優先順位は、上記②「配分の見直しにあたっての考え方」の下で次の理由により、(A)、(B)、(C)の順とすることが適当である。

(A) 生活環境整備については、国土保全、産業基盤整備に比べ事業の本格的実施が遅れたため、限られた期間に緊急に整備をしなければならないところから、当面、集中的に投資する必要があるべきものである。
(B) 国土保全については、我が国の自然的特性からいって、特定の時期に完了するといった性格のものではないので、長期の観点から着実に実施していくべきである。
(C) 産業基盤整備については、これまでの投資生残や国民経済に占める比重の変化等を考慮すると、これからの我が国経済の成長のために必要な分野には適切な配額を確保しながら、全体としては、重点的かつ明確な意味に振るべきである。

高速道路、拠点空港等は、上記の三類型に分類し難いものではあるが、国土の骨格の形成、あるいは国際社会との交流のための基盤的施設であり、各々の必要性を見極めながら、着実に整備していくことが必要である。
また、このような基準で配分した場合には、現状に比べて都市重視の考え方があり、国土の均衡ある発展に逆行すると見做すも予想される。
しかしながら、地方においても、最近の国民のニーズは便利で住みよい生活環境を形成してほしいということであり、下水道等の生活環境整備型事業の多くは、実際に、都会よりも地方でより多く実施されている実績がある。従って、上記の優先順位による配分を行っても、都倉重視にならなくとも地域振興に反するということには決してならない。

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>○ 類似した事業を複数官庁で実施する場合、関係省庁間で適切な調整を行うべき。下水道と農業集落排水及び道路と農道については、当面、国の関係省庁及び地方公共団体の関係部局が連絡を密にして協力を深め、都道府県域を対象とした各種事業の適正配置計画の策定の推進、各都道府県及び各市町村毎の各種道路も含めた総合的な道路網の整備計画の内容の拡充等を図っていくことが重要。</p>	<p>○ 昨日12月25日に大蔵省より記者発表（概要は以下の通り。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道と農業集落排水及び合併処理浄化槽等 地方公共団体における各施設の合理的な配置計画の策定の指導・支援等を行うため、建設、農水及び厚生省による「汚水処理施設の整備等に係る関係省連絡会議（仮称）」を新たに設置する。 2. 道路と農道 地域の道路や農道に関する調整された全体路線図が作成・公表されてネットワークの整合性等について幅広い理解が得られることとなるよう指導・支援する。道路と農道のより一層円滑な調整の推進に関する情報交換等を行うため、現在の建設・農水両省間の連絡会議の充実・強化を図る。 3. 国土総合開発事業調整費の活用 道路と農道、更に建設、農水及び運輸の各省が所管する海岸事業については、これらの各事業の計画的な整備の進展を図る中で、事業間の進捗調整が必要となつた箇所について、国土総合開発事業調整費に「類似事業調整費」という新たな事業を創設し、同調整費を活用することができるとする。
<p>○ 入札・契約制度については、大規工事への一般競争入札の導入等の改革が開始されている。このような改革の着実な実施を通じて公共事業のコストを可能な限り低減させていくことは極めて重要であり、透明性・客観性を確保しつつ、更に競争性を高めるための改革について、関係省庁とともに真摯に検討を行うべき。また、適正な予算単価の設定等について一層努めることが必要。</p>	<p>○ 昨年12月1日、建設省は「公共工事の建設費の縮減に関する行動計画」を策定し、輸入資材の活用等による資材費の低減や生産性の向上、技術開発に努めることにより、建設費の縮減にさらに努力していく旨を表明。</p> <p>○ 昨年12月26日、建設省の「履行保証制度研究会」は、履行ボンド制度の導入等を内容とする報告をとりまとめた。今後、中央建設業審議会における審議等を経て、平成7年度から新たな履行保証体系に段階的に移行し、8年度からは全面的に移行する予定。</p>

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況																					
<p>5. 政府開発援助</p> <p>○ 既に国際的に見て遜色のない水準に達しているODA予算については、量的拡大よりも、内容の重点化・効率化や執行面の一層の効率化を図るべきで、仲率を抑制していくべき。</p>	<p>1. 一般会計ODAについては一段と深刻さを増した財政事情の下ではあるが、ODAは国際貢献の柱であることから、円高による影響、他の経費とのバランスにも留意して、11,061億円（仲率4.0%）を計上。この仲率は、ODAの集計が開始された昭和51年以來最低のもの。</p>																					
<p>○ 実施に当たっては、環境への配慮、女性の役割の重視等新しい側面に加え、援助担当者の人材育成、途上国からの研修生受入れ等きめ細かく真に効果的な援助を目指すべき。また、入札制度の改善等による執行の一層の効率化が必要。</p>	<p>2. 総額の伸びは抑制しつつ、以下のように財源の重点配分を行い、真に効果的な援助を目指す。</p> <p>(1) 環境への配慮、女性の役割の重視等新しい側面への十分な対応。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">〔6年度〕</td> <td style="text-align: center;">〔7年度〕</td> </tr> <tr> <td>・環境への配慮</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・国連環境基金拠出金</td> <td style="text-align: right;">36億^千万^千円</td> <td style="text-align: right;">40億^千万^千円（10.5%増）</td> </tr> <tr> <td> ・開発、援助における女性の役割の重視への対応（「開発と女性」WID/Women In Development）。</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> ・日・IFAD「WID」信託基金拠出金</td> <td style="text-align: right;">1億^千万^千円</td> <td style="text-align: right;">1億^千万^千円（新規）</td> </tr> <tr> <td> ・UNDP「WID」信託基金拠出金</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">1億^千万^千円（新規）</td> </tr> <tr> <td> ・JICAによる草の根レベルのWID関連事業</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">1.9億^千万^千円（新規）</td> </tr> </table>		〔6年度〕	〔7年度〕	・環境への配慮			・国連環境基金拠出金	36億 ^千 万 ^千 円	40億 ^千 万 ^千 円（10.5%増）	・開発、援助における女性の役割の重視への対応（「開発と女性」WID/Women In Development）。	—	—	・日・IFAD「WID」信託基金拠出金	1億 ^千 万 ^千 円	1億 ^千 万 ^千 円（新規）	・UNDP「WID」信託基金拠出金	—	1億 ^千 万 ^千 円（新規）	・JICAによる草の根レベルのWID関連事業	—	1.9億 ^千 万 ^千 円（新規）
	〔6年度〕	〔7年度〕																				
・環境への配慮																						
・国連環境基金拠出金	36億 ^千 万 ^千 円	40億 ^千 万 ^千 円（10.5%増）																				
・開発、援助における女性の役割の重視への対応（「開発と女性」WID/Women In Development）。	—	—																				
・日・IFAD「WID」信託基金拠出金	1億 ^千 万 ^千 円	1億 ^千 万 ^千 円（新規）																				
・UNDP「WID」信託基金拠出金	—	1億 ^千 万 ^千 円（新規）																				
・JICAによる草の根レベルのWID関連事業	—	1.9億 ^千 万 ^千 円（新規）																				
	<p>(2) 援助担当者の人材育成、開発途上国の人遣いを支援するための国際協力事業団による技術協力を拡充。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">〔6年度〕</td> <td style="text-align: center;">〔7年度〕</td> </tr> <tr> <td>・国際開発高等教育機構（FASID）委託費</td> <td style="text-align: right;">665億^千万^千円</td> <td style="text-align: right;">710億^千万^千円（6.7%増）</td> </tr> <tr> <td>・途上国からの研修生受入れ</td> <td style="text-align: right;">7,140人</td> <td style="text-align: right;">7,390人（250人増）</td> </tr> <tr> <td>・青年招へい</td> <td style="text-align: right;">1,410人</td> <td style="text-align: right;">1,560人（150人増）</td> </tr> <tr> <td>・青年海外協力隊新規派遣</td> <td style="text-align: right;">1,110人</td> <td style="text-align: right;">1,190人（80人増）</td> </tr> </table>		〔6年度〕	〔7年度〕	・国際開発高等教育機構（FASID）委託費	665億 ^千 万 ^千 円	710億 ^千 万 ^千 円（6.7%増）	・途上国からの研修生受入れ	7,140人	7,390人（250人増）	・青年招へい	1,410人	1,560人（150人増）	・青年海外協力隊新規派遣	1,110人	1,190人（80人増）						
	〔6年度〕	〔7年度〕																				
・国際開発高等教育機構（FASID）委託費	665億 ^千 万 ^千 円	710億 ^千 万 ^千 円（6.7%増）																				
・途上国からの研修生受入れ	7,140人	7,390人（250人増）																				
・青年招へい	1,410人	1,560人（150人増）																				
・青年海外協力隊新規派遣	1,110人	1,190人（80人増）																				
	<p>(3) 効果的・効果的な援助の実施、執行の一層の効率化に向けての取り組みの強化。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">〔6年度〕</td> <td style="text-align: center;">〔7年度〕</td> </tr> <tr> <td>・援助査察制度</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">11億^千万^千円（新規）</td> </tr> <tr> <td>・外務省及びJICAによる事後評価の充実</td> <td style="text-align: right;">7.4億^千万^千円</td> <td style="text-align: right;">8.2億^千万^千円（10.7%増）</td> </tr> <tr> <td>・緊急援助追跡調査</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">20件（新規）</td> </tr> </table>		〔6年度〕	〔7年度〕	・援助査察制度	—	11億 ^千 万 ^千 円（新規）	・外務省及びJICAによる事後評価の充実	7.4億 ^千 万 ^千 円	8.2億 ^千 万 ^千 円（10.7%増）	・緊急援助追跡調査	—	20件（新規）									
	〔6年度〕	〔7年度〕																				
・援助査察制度	—	11億 ^千 万 ^千 円（新規）																				
・外務省及びJICAによる事後評価の充実	7.4億 ^千 万 ^千 円	8.2億 ^千 万 ^千 円（10.7%増）																				
・緊急援助追跡調査	—	20件（新規）																				
	<p>(4) この他、我が国の「顔」の見える援助をきめ細かく行う観点から、NGOとの連携を格段に強化することとし、NGOに対する補助金を大幅に拡大するとともに、草の根レベルできめ細かい支援ができる「草の根無償」を倍増。また、援助の実施に当たっては、途上国における保険・医療、教育、水供給・衛生などのベネフィット・ヒューマン・ニーズ（基礎生活分野：BHN）への支援に重点を置くこととしている。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">〔6年度〕</td> <td style="text-align: center;">〔7年度〕</td> </tr> <tr> <td>・NGO事業補助金</td> <td style="text-align: right;">5.4億^千万^千円</td> <td style="text-align: right;">7.6億^千万^千円（40.7%増）</td> </tr> <tr> <td>・草の根無償</td> <td style="text-align: right;">15億^千万^千円</td> <td style="text-align: right;">30億^千万^千円（100.0%増）</td> </tr> <tr> <td>・緊急無償</td> <td style="text-align: right;">53億^千万^千円</td> <td style="text-align: right;">64億^千万^千円（20.8%増）</td> </tr> <tr> <td> うち民主化支援分</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">3億^千万^千円（新規）</td> </tr> </table>		〔6年度〕	〔7年度〕	・NGO事業補助金	5.4億 ^千 万 ^千 円	7.6億 ^千 万 ^千 円（40.7%増）	・草の根無償	15億 ^千 万 ^千 円	30億 ^千 万 ^千 円（100.0%増）	・緊急無償	53億 ^千 万 ^千 円	64億 ^千 万 ^千 円（20.8%増）	うち民主化支援分	—	3億 ^千 万 ^千 円（新規）						
	〔6年度〕	〔7年度〕																				
・NGO事業補助金	5.4億 ^千 万 ^千 円	7.6億 ^千 万 ^千 円（40.7%増）																				
・草の根無償	15億 ^千 万 ^千 円	30億 ^千 万 ^千 円（100.0%増）																				
・緊急無償	53億 ^千 万 ^千 円	64億 ^千 万 ^千 円（20.8%増）																				
うち民主化支援分	—	3億 ^千 万 ^千 円（新規）																				

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況																																							
<p>6. 農業</p> <p>(1) 農業関係予算の合理化・重点化 農業関係予算については、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策を含め、中長期的方向を見据え、経営感覚に優れた効率的・安定的経営体を育成し、こうした経営体が生産の大宗を担う農業構造が実現されるように新たな観点に立って施策の重点化を図る必要。このため、財政資金の一層の効率的、重点的配分に努めていくべき。</p>	<p style="text-align: center;">平成7年度予算における措置状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%; text-align: center;">〔6年度〕</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">〔7年度〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 農林水産関係予算総額</td> <td style="text-align: right;">34,188億円</td> <td style="text-align: right;">→ 35,400億円 (3.5%増)</td> </tr> <tr> <td>〔公共事業関係費</td> <td style="text-align: right;">18,559億円</td> <td style="text-align: right;">→ 19,050億円 (2.6%増)</td> </tr> <tr> <td>食糧管理費</td> <td style="text-align: right;">2,743億円</td> <td style="text-align: right;">→ 2,723億円 (0.7%減)</td> </tr> <tr> <td>一般農政費</td> <td style="text-align: right;">12,886億円</td> <td style="text-align: right;">→ 13,627億円 (5.8%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) NTT償還時補助は除いている。</p> <p>○ ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策については、6年間の新しい事業として、6兆100億円の事業を講ずることとしてしているところ。 7年度予算においては、同対策として事業費約3,900億円(国費1,071億円)を計上。6年度補正予算と合わせて、事業費1兆1,400億円(国費5,545億円)を確保。 (これは、同対策の6年間事業費6兆100億円の1/6を上回るもの。) ・ 事業の内容については、いわゆる「新政策」に即して、我が国農業の将来展望を切り拓き、効率的・安定的経営体が生産の大宗を担う力強い農業構造を実現するため、高生産性農業生産基盤の整備、地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備、農地流動化・利用集積の推進等に重点。 <p>○ 農業農村整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の思い切った重点化等により、効率的・安定的な経営体の育成等を通じた国内農業の体質強化を図るとともに、農村地域の生活環境整備の促進を図る。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%; text-align: center;">〔6年度〕</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">〔7年度〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業農村整備事業</td> <td style="text-align: right;">11,682億円</td> <td style="text-align: right;">→ 11,966億円 (2.4%増)</td> </tr> <tr> <td>担い手育成ほ場整備事業</td> <td style="text-align: right;">572億円</td> <td style="text-align: right;">→ 638億円 (11.6%増)</td> </tr> <tr> <td>一般ほ場整備事業</td> <td style="text-align: right;">641億円</td> <td style="text-align: right;">→ 568億円 (11.5%減)</td> </tr> <tr> <td>担い手育成畑地帯総合整備事業</td> <td style="text-align: right;">67億円</td> <td style="text-align: right;">→ 78億円 (16.9%増)</td> </tr> <tr> <td>一般畑地帯総合整備事業</td> <td style="text-align: right;">319億円</td> <td style="text-align: right;">→ 289億円 (9.5%減)</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業</td> <td style="text-align: right;">1,166億円</td> <td style="text-align: right;">→ 1,272億円 (9.0%増)</td> </tr> <tr> <td>中山間地域総合整備事業</td> <td style="text-align: right;">343億円</td> <td style="text-align: right;">→ 411億円 (19.9%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 補助事業の重点化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金 山村振興農林漁業対策事業費補助金と農村地域特定促進対策事業費補助金を統合するとともに、農林漁家活性化支援センターに対する補助を廃止(14億円減) ・ 農業構造改善事業費補助金等 施設、機械等の一部を補助対象から除外し、融資化(4億円減) 		〔6年度〕	〔7年度〕	○ 農林水産関係予算総額	34,188億円	→ 35,400億円 (3.5%増)	〔公共事業関係費	18,559億円	→ 19,050億円 (2.6%増)	食糧管理費	2,743億円	→ 2,723億円 (0.7%減)	一般農政費	12,886億円	→ 13,627億円 (5.8%増)		〔6年度〕	〔7年度〕	農業農村整備事業	11,682億円	→ 11,966億円 (2.4%増)	担い手育成ほ場整備事業	572億円	→ 638億円 (11.6%増)	一般ほ場整備事業	641億円	→ 568億円 (11.5%減)	担い手育成畑地帯総合整備事業	67億円	→ 78億円 (16.9%増)	一般畑地帯総合整備事業	319億円	→ 289億円 (9.5%減)	農業集落排水事業	1,166億円	→ 1,272億円 (9.0%増)	中山間地域総合整備事業	343億円	→ 411億円 (19.9%増)
	〔6年度〕	〔7年度〕																																						
○ 農林水産関係予算総額	34,188億円	→ 35,400億円 (3.5%増)																																						
〔公共事業関係費	18,559億円	→ 19,050億円 (2.6%増)																																						
食糧管理費	2,743億円	→ 2,723億円 (0.7%減)																																						
一般農政費	12,886億円	→ 13,627億円 (5.8%増)																																						
	〔6年度〕	〔7年度〕																																						
農業農村整備事業	11,682億円	→ 11,966億円 (2.4%増)																																						
担い手育成ほ場整備事業	572億円	→ 638億円 (11.6%増)																																						
一般ほ場整備事業	641億円	→ 568億円 (11.5%減)																																						
担い手育成畑地帯総合整備事業	67億円	→ 78億円 (16.9%増)																																						
一般畑地帯総合整備事業	319億円	→ 289億円 (9.5%減)																																						
農業集落排水事業	1,166億円	→ 1,272億円 (9.0%増)																																						
中山間地域総合整備事業	343億円	→ 411億円 (19.9%増)																																						

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>(2) 食糧管理制度の改革 今後、新制度の下において、政府の役割を明確にしつつ、市場原理を通じた需給調整機能が十分発揮されるよう適切な運用に努めていく必要。また、主要食糧の需給及び価格の安定に係る財政負担については、以下のような観点から引き続き一層の効率化を図っていく必要。</p> <p>① 米麦価 需給の動向等を踏まえ、内外価格差の縮小を図るとともに、政府管理経費の縮減とあわせて、コスト逆さやの縮小を更に進めていく必要。 特に、政府買入価格に関しては、米の需給の動向等が適確に反映されたものとともに、生産性の高い稲作の担い手層に焦点を置き、稲作の生産性の向上とコスト低減を反映していくべき。</p> <p>② 生産調整助成金等 新制度における生産調整については、奨励金依存からの脱却の要請を踏まえつつ、適切に全体需給の調整が図られるような仕組みとする必要。 その他の助成措置等については、現行制度において自主流通米に係る助成が食管赤字の大きな部分を占めていること等を勘案し、全体として財政負担の圧縮が図られる方向で検討する必要がある。</p> <p>③ 組織・定員の合理化 新制度の下における食糧事務所等の業務の在り方について見直しを行い、組織・定員の合理化、縮減を図る必要。特に、検査業務については、今回の制度改革の趣旨・背景を踏まえ、抜本的な見直しを検討する必要がある。</p>	<p>食糧管理費</p> <p>① 食糧管理特別会計へ繰入 食管調整勘定繰入については、米麦に関する適切な需給管理が行われるよう措置するとともに、政府管理経費の見直し等を行うことによって、できる限りの節減を図る。 なお、平成7年2月から麦の政府売渡価格を平均5.5%引き下げることとしている。 〔6年度〕 1,900億円 → 1,830億円 (3.7%減) 〔7年度〕</p> <p>② 水田営農活性化対策費 6年産米の豊作による米需給の緩和状況にかんがみ、平成7年度における水田営農活性化対策(5年度～7年度)については、転作等目標面積600千ヘクタールで実施することに加え、追加的に80千ヘクタールの転作等を特別に実施する。 〔6年度〕 843億円 → 893億円 (5.9%増) 〔7年度〕 水田営農活性化対策費 843億円 → 893億円 (5.9%増) (注) 食糧管理費2,723億円は、ピーク時(56'：9,948億円)の3割弱。また、食管特会調整勘定繰入1,830億円は、ピーク時(51'：7,690億円)の4分の1弱。</p> <p>③ 食糧管理制度の改革 今回、食糧管理法を廃止し、新たな法律の整備により、民間流通を基本とし、規制緩和を通じた流通の合理化を図るなど、抜本的な改革が行われたところである。今回の改革に関連して、食糧事務所等の組織・定員について、業務等の在り方の方の見直しを行うなどにより、縮減・合理化を図る。 〔6年度〕 〔7年度〕 食糧事務所数 47 → 45 (2減) 同 支所数 361 → 338 (23減) 定 員 10,993人 → 10,554人 (439人減) (注) 今後5年間(7'～11')で食糧事務所を約4分の1減(11減)、支所を約4割減(160減)の予定。</p>

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>7. 運輸</p> <p>(1) 日本国鉄道清算事業団債務の処理</p> <p>○ 最終的に国において処理すべき債務が巨額に上ると見込まれることを踏まえ、本問題の重要性につき広く国民の理解を求めつつ、7年度においても土地売却収入の確保及びJR株式の売却に最大限努力するなど資産処分を進め、国鉄清算事業団の長期債務の償還促進に努めるべき。</p>	<p>○ 平成7年度においても、これまで採られてきた種々の土地売却促進策を活用することなどにより土地売却収入を確保すると共にJR株式の早期売却に最大限努力するなど資産処分を進め、長期債務の償還促進に努める。</p> <p>(参考) 国鉄清算事業団の長期債務の見込み</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成6年度首</p> <p>26.0兆円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>→</p> <p>〔共済特別負担約0.2兆円〕</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>平成7年度首</p> <p>26.4兆円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>→</p> <p>平成8年度首</p> <p>26.4兆円</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>(平成6年度)</p> <p>発生金利等 1.5兆円</p> <p>資産処分収入による債務減 △1.2兆円 (10,300億円)</p> <p>〔 ・土地処分収入 (0億円) ・JR株式売却収入 (1,060億円) ・鉄道整備基金収入 (762億円) ・補助金 (359億円) ・その他収入 〕</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>(平成7年度)</p> <p>発生金利等 1.4兆円</p> <p>資産処分収入による債務減 △1.5兆円 (10,200億円)</p> <p>〔 ・土地処分収入 (3,078億円) ・JR株式売却収入 (1,007億円) ・鉄道整備基金収入 (635億円) ・補助金 (310億円) ・その他収入 〕</p> </div> </div>

平成7年度予算における措置状況

「報告」における指摘事項

- (2) 整備新幹線問題
- 3線5区間以外の区間の新たな着工や規格の変更については以下のような極めて大きな問題がある。
 - ① 新幹線建設のため確保されている財源は3線5区間で手一杯であり、追加的に必要な膨大な財源確保の目処は全く立っていない。また、整備新幹線の収支採算性は極めて乏しいことは明らかであるが、他方、現在の公的助成比率(50%)を超えるJRの事業用施設であることを考えれば、国鉄改革の趣旨・行財政改革の趣旨にも反する。
 - ② 清算事業団債務のうち最終的に国が処理すべき債務が膨大になると見込まれる中、更に巨額の負担を後世に残すことにつき、国民の理解を得がたい。
 - ③ JRを第二の国鉄としないために並行在来線の経営分離が必要だが、3線5区間以外で経営分離の見直しは全く立っていない。
 - ④ 鉄道政策のあり方として、新幹線のみを重点を置くのではなく、都市鉄道の整備に対しても、パランスのとれた形で限られた予算を配分すべき。
- 財源、収支採算性、並行在来線の問題等の解決がなされないまま3線5区間以外の区間の着工や規格の変更は適当ではなく、現時点においては、基本的に3線5区間に限定して建設を着実に進めていくべき。

- 既に着工している3線5区間に限定して建設を着実に推進。
- 3線5区間の中で、東北新幹線八戸・青森間の暫定整備計画を取下げることとし、盛岡・八戸間をフル規格に変更(従来工事費の内割)。
- 3線5区間以外の区間(3線5区間の規格の変更を含む。)については、新しい基本スキームを引き続き検討し、平成8年中にその成果を得る。その際、国及び地域の財政事情、JRの健全な経営の確保等に配慮する。また、収支採算性を見直し、JRの同意、並行在来線の経営分離についての沿線地方公共団体の同意、用地確保の見直し等所要の要件が整えられていることが必要である。
- 未着工区間の中でも特にその整備の緊急性の高い駅部整備(富山駅及び進本駅)に着手する。
- 難工事が予想される八甲田トンネル、飯山トンネル、第二筑紫トンネルについては、従来からの調査費を用いて試掘調査に着手。

〔参考〕

	6年度事業費	7年度事業費
整備新幹線建設事業費	1,829億円	2,276.0億円
〔新幹線建設事業費〕		
北陸新幹線(高崎・長野)	1,501億円	2,000.0億円
東北新幹線(盛岡・八戸)	88億円	102.0億円
九州新幹線(八代・西鹿見島)	79億円	91.6億円
北陸新幹線(石動・金沢)	50億円	58.0億円
北陸新幹線(糸魚川・魚津)	21億円	24.4億円
整備新幹線駅部調整事業費	0億円	10億円
整備新幹線建設準備事業費	30億円	30億円

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>8. 地方財政・補助金等</p> <p>○ 地方財政については、臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関する答申」等を踏まえ、国と同様に歳出規模の拡大を厳しく抑制していくことが必要。</p> <p>○ 平成7年度の地方財政については、引き続き極めて厳しい状況になるものと考えられる。一方、国の財政事情も誠に深刻な状況に立ち至っているところである。従って、7年度の地方財政対策の具体的方策については、このような状況を踏まえ、適切に対処することが必要。</p>	<p>○ 7年度においては、地方投資単独事業について「公共投資基本計画」等の考え方に沿った社会資本整備の着実な推進に配慮しつつ、臨時行政改革推進審議会答申等の趣旨に従い、国と同様、極力、経費の節減合理化に努めることとされている。</p> <p>【歳出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳出総額 <ul style="list-style-type: none"> 約82兆5,100億円程度 対前年度2.0%の増 〔NTT繰上償還を除いたベース 対前年度4.3%の増〕 ・ 地方投資単独事業 対前年度5.0%の増 <p>1. 7年度の地方財政は、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 所得税の減税により地方交付税が1兆2,429億円、住民税の減税により住民税が1兆4,496億円、それぞれ減少。 (2) 減税の影響を除く通常収支でも4兆2,572億円の財源不足。 <p>2. 7年度の地方財政対策では、このような極めて厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方財政の円滑な運営に支障が生ずることのないよう以下の措置を講ずることとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 減税の影響分については、次の措置により全額を補てん。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方交付税の減少については、交付税特会借入金により全額補てん。 ② 住民税の減少については、減税補てん債の発行により全額補てん。 (2) 通常収支の財源不足額については、次の措置により全額を補てん。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方交付税の増額措置（2兆6,972億円） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計加算（1,810億円） ・ 特会借入金の償還計画の変更（4,192億円） ・ 新債の特会借入金（2兆3,970億円） ② 建設地方債（財源対策債）の増発（1兆5,600億円） <p>3. この結果、特会出口ベースの地方交付税については、16兆1,529億円となる。</p>

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況																												
	<p data-bbox="135 803 158 1079">【参考】7年度の地方交付税交付金</p> <table border="1" data-bbox="158 446 417 1079"> <thead> <tr> <th></th> <th>(7年度)</th> <th>(6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定率</td> <td>13兆6,141億円</td> <td>13兆6,183億円</td> </tr> <tr> <td>前年度精算額</td> <td>▲ 5,797億円</td> <td>▲ 1兆 365億円</td> </tr> <tr> <td>法定加算分</td> <td>1,810億円</td> <td>1,760億円</td> </tr> <tr> <td>一般会計ベース</td> <td>13兆2,154億円(+3.6%)</td> <td>12兆7,578億円</td> </tr> <tr> <td>特会借入金等利子等</td> <td>▲ 4,024億円</td> <td>▲ 2,137億円</td> </tr> <tr> <td>特会剰余金の活用</td> <td>—</td> <td>400億円</td> </tr> <tr> <td>特会借入金</td> <td>3兆3,399億円</td> <td>2兆9,179億円</td> </tr> <tr> <td>特会出口ベース</td> <td>16兆1,529億円(+4.2%)</td> <td>15兆5,020億円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="429 625 452 1079">(注) 上記の計数は、精査の結果、異動することがある。</p>			(7年度)	(6年度)	法定率	13兆6,141億円	13兆6,183億円	前年度精算額	▲ 5,797億円	▲ 1兆 365億円	法定加算分	1,810億円	1,760億円	一般会計ベース	13兆2,154億円(+3.6%)	12兆7,578億円	特会借入金等利子等	▲ 4,024億円	▲ 2,137億円	特会剰余金の活用	—	400億円	特会借入金	3兆3,399億円	2兆9,179億円	特会出口ベース	16兆1,529億円(+4.2%)	15兆5,020億円
	(7年度)	(6年度)																											
法定率	13兆6,141億円	13兆6,183億円																											
前年度精算額	▲ 5,797億円	▲ 1兆 365億円																											
法定加算分	1,810億円	1,760億円																											
一般会計ベース	13兆2,154億円(+3.6%)	12兆7,578億円																											
特会借入金等利子等	▲ 4,024億円	▲ 2,137億円																											
特会剰余金の活用	—	400億円																											
特会借入金	3兆3,399億円	2兆9,179億円																											
特会出口ベース	16兆1,529億円(+4.2%)	15兆5,020億円																											

平成7年度予算における措置状況	
<p>「報告」における指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等については、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、不断の見直しが必要。 ○ 既存の補助金等については、上記の答申等で示された視点に基づき、一層徹底した見直しを行い、廃止、一般財源化、補助対象の重点化等の整理合理化を推進することが必要。特に、零細な補助金については、零細補助基準を適切に水準まで引き上げることにより廃止、統合等を進めていくべき。補助金等の新設については極力抑制するとともに、真にやむを得ない場合にも、スクラップ・アンド・ビルド原則の徹底を図ることが必要。 	<p>平成7年度予算における措置状況</p> <p>(1) 一般財源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅福祉事業費補助金のうち都道府県高齢者サービス総合調整推進費等 (▲6億円) ○ 児童保護指導監本委託費のうち職員設置費 (▲6億円) ○ 児童手当監査事務委託費のうち職員設置費 (▲1億円) ○ 小規模事業指導費補助金のうち職工会・商工会議所の経営指導員等の人件費等 (▲67億円) ○ バス運行対策費補助金のうち廃止路線代替バス車両購入費等補助金 (▲15億円) ○ 学校給食設備整備費補助金のうち改善分及び更新分 (▲1億円) ○ 学校教育設備整備費等補助金のうち教育近代化設備整備費 (LL教育の設備整備費補助) の中学校分 (▲1億円) <p>【地方公共団体における施設の自主的な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校施設整備費補助金のうち公立高等学校大規模改造事業 (▲8億円) ○ 公立社会教育施設整備費補助金のうち公立視聴覚センター等 (▲5億円) ○ 社会体育施設整備費補助金のうち体育館等に係る特別体育施設 (▲3億円) <p>(2) 補助制度の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (結核医療費) 結核医療費補助金・負担金 (▲126億円) ○ (精神保健費) 措置入院費負担金、精神保健対策費等補助金 (▲146億円) <p>(精神医療及び結核医療の医療費の公費負担制度について、医療保険の基盤の上に公費による負担を組み合わ せた仕組みに改める(公費負担医療制度の保険優先化)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育国庫負担金等 (▲42億円) ○ 公立義務教育諸学校教職員の給与費等に対する国庫負担限度基準の引下げ (1.025 → 1.02) ○ 農業構造改善事業補助金等 (▲4億円) <p>(施設、機械等の一部を補助対象から除外し、融資化)</p>

「報告」における指節事項	平成7年度予算における措置状況																				
<p>(3) 補助対象の重点化等 〔補助対象範囲の見直し〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校施設整備費補助金のうち公立高等学校危険建物改築等事業 〔定時制通信制教育モデル校の指定を受けた高等学校の新増築事業、高校へき地生徒寄宿舎の新増築事業に対 する補助の廃止（▲11億円）〕 ○ 公立学校施設整備費補助金のうち大規模改築事業 〔補助対象を4,000万円以上から5,000万円以上の事業に限定（▲3億円）〕 ○ 農村総合整備事業費補助 〔農村公園緑地整備のうち遊戯施設等分を補助対象から除外（▲6億円）〕 ○ 山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金 〔農林漁家活性化支援センターに対する補助を廃止（▲14億円）〕 <p>〔採択基準の引上げ〕</p> <p>(例) ○ 街路事業のうち連続立体交差事業 4億4,000万円以上 ⇒ 10億円以上 ○ 空港整備事業（一般空港補助事業） 5,000万円以上 ⇒ 1億円以上</p>	<p>(4) 零細補助基準の引上げ 〔最終補助事業者における1件当たり交付額〕</p> <table border="0"> <tr> <td>稲道府県等</td> <td>-----</td> <td>〔平成6年度〕</td> <td>3,000万円未満</td> <td>⇒</td> <td>〔平成7年度〕</td> <td>3,500万円未満</td> <td>⇒</td> <td>〔平成8年度〕</td> <td>5,000万円未満</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>-----</td> <td></td> <td>300万円未満</td> <td>⇒</td> <td></td> <td>350万円未満</td> <td>⇒</td> <td></td> <td>500万円未満</td> </tr> </table>	稲道府県等	-----	〔平成6年度〕	3,000万円未満	⇒	〔平成7年度〕	3,500万円未満	⇒	〔平成8年度〕	5,000万円未満	市町村	-----		300万円未満	⇒		350万円未満	⇒		500万円未満
稲道府県等	-----	〔平成6年度〕	3,000万円未満	⇒	〔平成7年度〕	3,500万円未満	⇒	〔平成8年度〕	5,000万円未満												
市町村	-----		300万円未満	⇒		350万円未満	⇒		500万円未満												

(出所) 財政制度審議会総会（第8回）平成7年1月20日配付資料(3)（財政制度審議会「平成6年度 財政制度審議会資料集 総会編」297-316ページ）。

8-142 特別会計の借入金の推移

(単位：億円)

会 計	平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度	
	短期借入金	長期借入金	短期借入金	長期借入金	短期借入金	長期借入金	短期借入金	長期借入金	短期借入金	長期借入金
交付税及び譲与税配付金	4,502		6,177		21,281		67,135		107,725	
特定国有財産整備		30		466		670		706		1,250
国立学校		559		759		614		860		760
厚生保険	14,992		14,812		14,792		14,792		14,792	
国立病院		470		508		648		780		697
農業共済再保険							1,243		1,476	
国有林野事業		2,580		2,607		2,880		2,880		2,870
国営土地改良事業		1,120		1,050		762		706		682
簡易保険	9,080		9,805		8,360		8,438		6,924	
空港整備		1,235		1,495		1,468		1,154		1,331
郵政事業	1,557	704	2,423	830	3,948	772	4,228	543	4,214	127
郵便貯金		40,000		47,500		47,500		50,000		50,000
都市開発資金融通		635		779		1,077		1,116		900
合 計	30,132	47,333	33,216	55,994	48,381	56,391	95,836	58,745	135,130	58,617

(注) 1. 「短期借入金」は、年度越しの一時借入金である。

2. 計数は、億円未満四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(出所) 大蔵省作成資料 平成7年2月。

8-143 ゼロ国債の概要 (平成6年度補正)

(単位：億円)

区 分	事業費	予算額	備 考
治 水	1,089	743	一般会計、治水特会
治 山	162	96	国有林野特会
海 岸	106	57	
道 路	3,096	2,225	道路特会
港 湾	386	347	港湾特会
漁 港	195	127	
空 港	64	47	空港特会
住 宅 対 策	45	21	
市 街 地 整 備	29	10	
下 水 道	704	360	
環 境 衛 生	249	75	
都 市 公 園	155	85	
農 業 農 村 整 備	1,057	653	一般会計、国営土地特会
林 道	137	78	
沿 岸 漁 場 整 備	27	14	
計	7,500	4,939	

(注) 各計数は四捨五入によっているので、端数において計とは合致しない。

(出所) 大蔵省作成資料 平成7年2月。